

はじめの一步！NPO 入門講座 参考資料

- ※1 参考資料（スライド 3）…島根県『NPO 法人諸手続きのガイドブック』所轄庁一覧
- ※2 参考資料（スライド 15）…島根県『NPO 法人諸手続きのガイドブック』第1章 P.2
- ※3 参考資料（スライド 26）…島根県『NPO 法人諸手続きのガイドブック』
第1章 P.15～P.16
- ※4 参考資料（スライド 28）…島根県『NPO 法人諸手続きのガイドブック』 第1章 P.4
- ※5 参考資料（スライド 28）…内閣府 NPO ホームページ
特定非営利活動法人(NPO 法人)設立までの流れ
『認証のための手続き』 P.4

- 島根県『NPO 法人諸手続きのガイドブック』は、
こちらからダウンロードしてください。



⇒ <https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/nonprofit/npo/tebiki/>

- 島根県『NPO 法人諸手続きのガイドブック』の作成例は、
こちらからダウンロードしてください。

⇒ https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/nonprofit/npo/tebiki/index.data/21_sakuseirei2.pdf



※1 NPO法人の手続の窓口一覧（所轄庁一覧）

(1) 以下の1市町村の区域内のみに事務所がある場合（所轄庁：各市町村長）

所轄庁	受付窓口	電話番号
松江市	市民生活相談課	0852-55-5169
浜田市	地域活動支援課	0855-25-9201
出雲市	市民活動支援課	0853-21-6528
益田市	連携のまちづくり推進課	0856-31-0600
大田市	まちづくり定住課	0854-83-8031
安来市	地域振興課	0854-23-3067
江津市	政策企画課	0855-52-7925
雲南市	地域振興課	0854-40-1013
奥出雲町 (R5.4.1～)	まちづくり産業課	0854-54-2524
飯南町	まちづくり推進課	0854-76-2864
川本町	まちづくり推進課	0855-72-0634
美郷町	美郷暮らし推進課	0855-75-1212
邑南町	地域みらい課	0855-95-1117
津和野町	つわの暮らし推進課	0856-74-0092
吉賀町	税務住民課	0856-77-1113
海士町	総務課	08514-2-0113
西ノ島町	総務課	08514-6-0101
知夫村	総務課	08514-8-2211
隠岐の島町	地域振興課	08512-2-8570

(2) 主たる事務所が島根県内の市町村にあって、その他の事務所が複数の市町村又は他都道府県にある（所轄庁：県知事）

所轄庁	受付窓口	電話番号
島根県	環境生活総務課 NPO活動推進室	0852-22-5096

※認定（特例認定）NPO法人については、島根県NPO活動推進室にご連絡ください。

※2

ア 法で定める 20 分野のいずれかに該当する活動（法 2 ②）

- 1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2) 社会教育の推進を図る活動
- 3) まちづくりの推進を図る活動
- 4) 観光の振興を図る活動
- 5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7) 環境の保全を図る活動
- 8) 災害救援活動
- 9) 地域安全活動
- 10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11) 国際協力の活動
- 12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13) 子どもの健全育成を図る活動
- 14) 情報化社会の発展を図る活動
- 15) 科学技術の振興を図る活動
- 16) 経済活動の活性化を図る活動
- 17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18) 消費者の保護を図る活動
- 19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（島根県では条例で定められた活動はありません）

〈 NPO法人と任意団体、一般社団法人の比較 〉

2021年6月現在

項目	NPO法人	任意団体	一般社団法人	株式会社
根拠となる法律	NPO法(議員立法)	なし	一般社団法人及び一般社団法人に関する法律	会社法
性格	非営利	任意	非営利	営利
目的事業	20分野の特定非営利活動が主目的	任意	目的や事業に制約なし。公益事業、収益事業、共益事業等可	定款に掲げる事業。営利追求
設立手続	所轄庁の認証後に法務局で登記して設立。	任意 登記することはできない。	公証人役場の定款認証後に登記して設立	公証人役場の定款認証後に登記して設立
設立要件	社員10名以上	任意	社員2人以上	資本の提供
役員	理事3名以上 監事1名以上	任意	【非営利型】 理事3人以上 監事任意(理事会を設置した場合は監事必須) 【その他】 理事1人以上 監事任意(理事会を設置した場合は監事必須)	取締役1人以上 (監査役設置は任意)
代表権	理事	任意	理事	取締役
最高議決機関	社員総会	任意	社員総会	株主総会
預金口座	法人名義	個人名義	法人名義	法人名義
法定設立費用	なし	なし	11万円程度	24万円以上
税金	収益事業課税	収益事業課税	【非営利型】 収益事業課税 【その他】 全所得課税	全所得課税
剰余金	分配できない	任意	分配できない	配当できる

項目	NPO法人	任意団体	一般社団法人	株式会社
残余財産の処分	帰属先の制限あり (国、地方公共団体、公益法人等)	任意	帰属先の制限はないが、非営利型であれば定款上の制限はある 社員に分配する旨の定款は不可 但し、社員総会で帰属先を社員にすることはできないという法律の規定はない	分配できる
雇用	法人と雇用関係	個人と雇用関係	法人と雇用関係	法人と雇用関係
情報公開	定款、事業報告書等の公開が義務付けられている			
その他	一般の市民が事業報告書等の情報公開により、チェック、評価、監督			

【 非営利型法人（非営利性が徹底された法人）の要件 】

- ① 剰余金の分配を行わないことを定款で定めていること。
- ② 解散したときは残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
- ③ 上記①②の定款の定めには違反する行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
- ④ 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

「国税庁ホームページ」より

※4

(2) 特定非営利活動法人（NPO法人）の要件

次の要件を満たす団体が、この法律の法人格を取得できます。

- ① 〈定義〉 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること（法2②）。
- ② 〈目的〉 営利を目的としないものであること（法2②一）。
- ③ 〈目的〉 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと（法3①）。
- ④ 〈目的〉 特定非営利活動に係る事業に支障が生じるほど「その他の事業」を行わないこと（法5①②）。
- ⑤ 〈宗教・政治〉 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと（法2②二イ、ロ）。
- ⑥ 〈宗教・政治〉 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと（法2②二ハ）。
- ⑦ 〈宗教・政治〉 特定の政党のために利用しないこと（法3②）。
- ⑧ 〈反社会的勢力〉 暴力団、暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと（法12①三）。
- ⑨ 〈社員〉 10人以上の社員がいること（法12①四）。
- ⑩ 〈社員〉 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付けないこと（法2②一イ）。
- ⑪ 〈役員〉 報酬を受ける役員数が、役員総数の3分の1以下であること（法2②一ロ）。
- ⑫ 〈役員〉 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと（法15）。
- ⑬ 〈役員〉 役員は、法第20条に規定する欠格事由に該当しないこと（法20）。
- ⑭ 〈役員〉 各役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が2人以上いないこと。また、役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれていないこと（法21）。
- ⑮ 〈役員〉 理事又は監事は、それぞれの定数の3分の2以上いること（法22）。設立当初間理事又は監事は、それぞれの定数を満たしていること。
- ⑯ 〈会計〉 会計は会計の原則に従って行うこと（法27）。

※5

